

(令和5年4月施行予定)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う  
川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の改正

《主な改正内容》

- ①児童の安全確保のための安全計画策定の義務化
- ②業務継続計画策定等の努力義務化
- ③看護師等の配置に係る特例の見直し
- ④その他
  - ・バス送迎に関する所在確認や安全装置の装備の義務化
  - ・社会福祉施設との併設の際の設備・人員の専従規定の緩和 など

①児童の安全確保のための安全計画策定の義務化

《現行の取組》

児童の安全に関するマニュアルや指針の策定



《新たな安全計画策定が義務化》

＜安全確保のため行うべき取組とは＞

次の取組について年間スケジュールを設けることを想定（あくまで例示）

- 1 安全点検について
  - (1) 施設・設備の安全点検
  - (2) マニュアルの作成・共有
- 2 児童・保護者への安全指導等
  - (1) 児童への安全指導
  - (2) 保護者への説明・共有
- 3 実践的な訓練や研修の実施
- 4 再発防止の徹底 など

※各保育所あてには別途通知を送信しています。

※条例改正により、園外活動等で車を利用する場合は乗降車時に点呼を行うなど園児の所在確認が義務化され、通園で送迎バスを使用する場合は安全装置の装備が義務化されましたが、川崎市では保育所等の送迎は原則保護者の方をお願いしています。

②業務継続計画策定等の努力義務化

各保育所あてには別途通知を送付する予定です。

- 【目的】・感染症流行時や自然災害発生時に業務を継続的に実施するため  
・非常時の体制で早期の業務再開を図るため
- 【努力義務】・業務継続計画を策定し、必要な措置を講じる  
・職員へ計画を周知し、必要な研修・訓練を定期的実施  
・定期的な計画の見直し、変更

③看護師等の配置に係る特例の見直し

**1人に限り、保育士とみなせる**

【必要な要件】

1 保育士と合同で保育を行うこと

(1)乳児の数が4人未満の保育所で看護師等が保育を行う場合

⇒保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など  
同一空間内で保育を行わなければならない。

2 保育に係る一定の知識や経験を有すること

(2)保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、乳児の数が4人未満の保育所で保育を行う場合

⇒子育て支援員研修等の修了が必須となる。